2015年11月4日

各 位

株式会社 エムティーアイ 代表取締役社長 前多 俊宏 (東証第一部・コード9438) 問い合わせ責任者 取締役 松本博

TEL: 03-5333-6323

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年11月4日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年12月23日開催予定の第20期定時株主総会に付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開を勘案し、現行定款第 2 条(目的)に、ヘルスケアビジネスの事業目的を追加します。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が 2015 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、第 27 条(取締役の責任免除)第 2 項および第 36 条(監査役の責任免除)第 2 項の一部を変更します。

2. 変更の内容

(変更する条文のみ記載。下線部が変更部分)

| | | (変更する条文のみ記載。下線部か変更部分) |
|---------------------------------|-------------|-----------------------------|
| 現行定款 | | 変更案 |
| (目的) | | (目的) |
| 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | | 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. ~33. (省 | ì 略) | 1. ~33. (現行のとおり) |
| (亲 | · 設) | 34. 医療及びヘルスケアに関するコンサルティング業務 |
| (亲 | 章 設) | 35. 医療及びヘルスケア関連商品の輸出入、開発、製造 |
| | | <u>及び販売</u> |
| (亲 | · 設) | 36. 医療及びヘルスケアに関する情報収集、分析及び情 |
| | | 報提供 |
| (亲 | 元 設) | 37. データベースの作成及び提供業務 |
| (亲 | 元 設) | 38. 遺伝子検査・解析サービスの提供 |
| (亲 | 元 設) | 39. 遺伝子検査・解析用具及び機器の販売 |
| (亲 | 元 設) | 40. 遺伝子検査結果の解析業務 |
| <u>34.</u> その他商業全般 | | 41. その他商業全般 |
| 35. 前各号に付帯する一切の業務 | | 42. 前各号に付帯する一切の業務 |
| (取締役の責任免除) | | (取締役の責任免除) |
| 第27条 (省 略 |) | 第27条 (現行のとおり) |
| ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社 | | ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締 |
| <u>外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠 | | 役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任 |
| 償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計 | | 務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第 |

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 額とする契約を締結することができる。 | 425条第1項各号の合計額とする契約を締結することが |
| | できる。 |
| (監査役の責任免除) | (監査役の責任免除) |
| 第36条 (省 略) | 第36条 (現行のとおり) |
| ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社 | ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査 |
| <u>外</u> 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠 | 役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の |
| 償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計 | 限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約 |
| 額とする契約を締結することができる。 | を締結することができる。 |
| | |

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2015 年 12 月 23 日(水) 定款変更の効力発生日 2015 年 12 月 23 日(水)

以 上

【お問い合わせ先】

株式会社エムティーアイ IR室 (山本・二木) Tel: 03-5333-6323 Fax: 03-3320-0189

E-mail: <u>ir@mti.co.jp</u> URL: <u>http://www.mti.co.jp</u>